明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　二
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務八）　三
〔省　令〕
○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務七一）　七
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一）　三
〔告　示〕
○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（内閣府八八）　四
○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同八九）　四
○内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示（同九〇）　一四
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同九一）　一四
○電波法施行規則第六条第四項第四号(1)に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件（総務二二八）　一六
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二二九）　一六
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二三〇）　一六
○端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件（同二三一）　一七
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二三二）　一七
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件（同二三三）　一八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一八七）　二三
○金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（厚生労働二八六）　二三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働・経済産業・環境六）　二三
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産一四六五）　二三
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四六六）　二三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一六六）　二四
○フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同一六七）　二五
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通七六一）　二六
○船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（同七六二～七六五）　二七
○船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同七六六～七六九）　二七
○沖合海底自然環境保全地域に関する件（環境六八～七一）　二八
○道路に関する件（東北地方整備局一一六～一二一）　四一
○道路に関する件（近畿地方整備局一二〇）　四二
○道路に関する件（九州地方整備局八一、八二）　四三
○道路に関する件（北海道開発局一一七、一一八）　四三
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　四三
国家試験
第三十五回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　四三
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和元年度令和二年五月分）、（令和二年度令和二年五月分）（財務省）　四四
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、基本測量関係事項関係　四九
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会定款の一部変更、独立行政法人工業所有権情報・研修館令和元事業年度財務諸表、令和元事業年度決算等（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・全国商工会連合会）、東日本高速道

（以下次のページへ続く）